

特定個人情報等を取り扱う業務等、情報システム処理業務等における 情報セキュリティに関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、滝沢市（以下「甲」という。）と契約相手方（以下「乙」という。）との間で契約締結する特記事項として、次の各号の契約（以下「特定個人情報等処理契約」という。）による業務等における情報の取扱い、情報セキュリティ等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う業務等に関する契約
- (2) 特定個人情報等を取り扱う情報ネットワーク又は情報システムの開発業務、保守業務、賃貸借その他情報システムに関する契約
- (3) 特定個人情報等を取り扱うデータ処理その他情報処理に関する契約

(定義)

第2条 この特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する「個人情報」をいう。
- (2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第5項に規定する「個人番号」をいう。
- (3) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する「特定個人情報」をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 番号利用法第2条第9項に規定する「特定個人情報ファイル」をいう。
- (5) 特定個人情報等 個人情報並びに個人番号、特定個人情報及び特定個人情報ファイルをいう。
- (6) 守秘義務情報 法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、外部に知られることが適当でない法人その他団体に関する情報及び外部に漏れた場合に行政の信頼を著しく害するおそれのある第1号から前号までに規定する以外の秘密等に係る情報をいう。
- (7) 重要情報 第1号から前号までに規定する情報及び甲が指定する情報をいう。
- (8) 情報 重要情報及び重要情報以外の情報をいう。

(基本的事項)

第3条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、番号利用法、条例その他の関係法令及び市が定めるセキュリティポリシーを遵守し、本契約による業務（以下「本件業務」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、本件業務を履行するために必要な情報の取扱いにあつては、甲の業務に支障が生じることがないように、適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、本件業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、本件業務を履行するにあたって、情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（情報管理体制の整備等）

第4条 乙は、情報の適正な管理を実施する者として総括保護責任者を選任して管理体制を整備するとともに、前条第3項の措置に係る管理規程又は情報の具体的な取扱内容を規定しなければならない。

2 乙は、前項の総括保護責任者を選任し、管理体制を整備したときは、総括保護責任者選任（変更）等通知書（様式第1号）により速やかに甲に通知しなければならない。管理体制を変更するときも、また同様とする。

3 乙は、情報処理業務を行う場所、情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（従事者の監督）

第5条 乙は、乙の総括保護責任者、従業員その他本件業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、本件業務を通じて知り得た重要情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的にしないよう、及び本件業務に関する重要情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督をしなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

（教育訓練の実施）

第6条 乙は、乙の従事者に対し、本件業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他本件業務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育訓練を実施しなければならない。

（作業場所及び従事者の届出）

第7条 乙は、本件業務において履行に係る作業場所が定められていない場合、当該作業場所を作業場所及び従事者（変更）届出書（様式第2号）により速やかに甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときもまた同様とする。

2 乙は、本件業務を履行するにあたって、作業場所ごとに従事者の氏名及び役職その他必要な事項を作業場所及び従事者（変更）届出書により速やかに甲に届け出なければならない。従事者を変更するときもまた同様とする。

（収集の制限）

第8条 乙は、本件業務を履行するにあたって情報を収集するときは、本件業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第9条 乙は、本件業務を履行するにあたって知り得た情報を、本件業務を履行する目的以外の目的で利用してはならない。ただし、甲が本件業務の遂行に必要と認め、承認した場合はこの限りでない。

（第三者への提供等の禁止）

第10条 乙は、本件業務を履行するにあたって知り得た情報を、本件業務を履行する目的以外で第三者に提供し、又は譲渡してはならない。ただし、甲が本件業務の遂行に必要と認め、承認した場合はこの限りでない。

2 乙は、本件業務を履行するにあたって知り得た情報を、第三者の電子計算機処理機能を有するものと通信回線等により提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第11条 乙は、特定個人情報等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が本件業務の履行に必要と認め、承認した場合はこの限りでない。

(重要情報の管理)

第12条 乙は、本件業務に関する重要情報を安全に管理するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 重要情報を作業場所以外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならぬときは、甲の承諾を得た上で行き、持出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管すること。
- (2) 重要情報が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、重要情報が格納された電子計算機又は電子記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施したうえで施錠管理すること。
- (3) 重要情報の格納又は処理を行うにあたって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電子記録媒体を使用しないこと。
- (4) 重要情報を処理する電子計算機について、十分なセキュリティ対策を施すこと。

(再委託先の監督等)

第13条 乙は、本件業務を遂行するために得た重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、再委託等承認申請書(様式第3号)及び再委託等承認決定通知書(様式第4号)により甲の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)に対し、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約(以下「再委託契約」という。)の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が特定個人情報等処理契約の約款、特記仕様書等を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先に対し、再委託等承認申請書及び再委託等承認決定通知書により甲の事前の承諾なくして、重要情報をさらなる委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。)により第三者(以下「再々委託先」という。)に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て特定個人情報等を取

り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(返還及び廃棄等)

第14条 乙は、本件業務を履行するにあたって甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文書及びファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、本契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが記録された電子記録媒体の廃棄等を甲が指示した場合、乙は、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により速やかに廃棄等を行い、甲に廃棄等を行ったことを証する重要情報廃棄等（消去）証明書（様式第5号）を速やかに提出しなければならない。

3 第1項の場合において、乙が乙の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機に格納された当該重要情報の消去を甲が指示した場合、乙は、当該重要情報を速やかに消去し、甲に消去したことを証する重要情報廃棄等（消去）証明書を速やかに提出しなければならない。

(報告及び検査)

第15条 甲は、必要があると認めるとき又は本契約が終了したときは、乙に対し、本件業務に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、本件業務を行う場所及び情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時等における報告等)

第16条 乙は、甲の提供した情報及び乙、再委託先又は再々委託先が本件業務の履行のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の場合において、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。

(2) 甲の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

3 乙は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件業務を履行するために乙、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について

て、乙、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、毀損又は改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記仕様書に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

滝沢市長 様

受託者
所在地

名称等

代表者 印

総括保護責任者選任（変更）等通知書

次のとおり特定個人情報を取り扱う業務、情報システム処理業務等における情報セキュリティに関する特記仕様書第4条第1項の規定により総括保護責任者を選任（変更）し、管理体制等を整備（変更）したので、同条第2項の規定により通知します。

契約業務等の名称	
契約締結年月日	
履行期限	
選任（変更）した総括保護責任者の職・氏名	
管理体制等	別添のとおり。
特定個人情報等に関する担当者連絡先	
その他特記事項	

滝沢市長 様

受託者
所在地

名称等

代表者

印

作業場所及び従事者（変更）届出書

次のとおり特定個人情報を取り扱う業務、情報システム処理業務等における情報セキュリティに関する特記仕様書第7条第1項及び第2項の規定により作業場所及び従事者を（変更したので）届け出ます。

契約業務等の名称	
契約締結年月日	
履行期限	
作業場所	
従事者の職・氏名等	
特定個人情報等に関する担当者連絡先	
その他特記事項	

滝沢市長 様

受託者
所在地

名称等

代表者

印

再委託等承認申請書

特定個人情報等処理契約の履行のため特定個人情報等の処理等を再委託等したいので、次のとおり特定個人情報を取り扱う業務、情報システム処理業務等における情報セキュリティに関する特記仕様書第13条第1項（第6項）の規定により再委託等の承認を申請します。

契約業務等の名称	
契約締結年月日	
履行期限	
区分	再委託 ・ 再々委託 ・
再委託（再々委託）先	所在地： 名称等： 代表者：
再委託（再々委託）の内容等	
再委託（再々委託）先の特定個人情報等に関する担当者連絡先	
その他特記事項	

年 月 日

様

滝沢市長

印

再委託等承認決定通知書

年 月 日付で承認申請がありました再委託等の承認について、特定個人情報を取り扱う業務、情報システム処理業務等における情報セキュリティに関する特記仕様書第13条第1項（第6項）の規定により再委託等を承認することとして決定したので通知します。

契約業務等の名称	
契約締結年月日	
履行期限	
区分	再委託 ・ 再々委託
再委託（再々委託）先	所在地： 名称等： 代表者：
再委託（再々委託）の内容等	
その他特記事項	

滝沢市長 様

受託者
所在地

名称等

代表者 印

重要情報廃棄等（消去）証明書

次のとおり特定個人情報を取り扱う業務、情報システム処理業務等における情報セキュリティに関する特記仕様書第14条第2項（第3項）の規定により、廃棄等（消去）したので証明します。

契約業務等の名称	
契約締結年月日	
履行期限	
廃棄等（消去）を他社に依頼した場合の依頼先等（要証明書添付）	所在地： 名称等： 代表者：
	担当者 職氏名： 連絡先
特定個人情報等に関する担当者連絡先	
その他特記事項	